

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査選挙（審査）公報ポスティング業務B（北区）
発注課	選挙管理委員会事務局選挙課
選定事業者	札幌ポスティングサービス事業協同組合
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
本業務は、今回の衆議院選挙に係る選挙公報を印刷所から受領し、指定された地域の各世帯にポスティング配布する業務である。 今回の選挙公報の印刷は、1月30日に札幌市内及び近郊の印刷工場（1ないし2か所）にて印刷された選挙公報を印刷所にて受領後、直ちに選挙公報の配布を開始し、選挙期日である2月8日の2日前である2月6日までに全戸配布を配布完了している必要がある。 また、印刷工場が選挙区ごとの別の印刷スケジュール・車両スケジュールを作成するにあたって、少なくとも印刷日の1週間前には本業務の受託者が決定している必要がある。 今回の衆議院議員総選挙については、任期満了年度に執行されるものではないことから、執行経費は令和7年度当初予算に計上されておらず、補正予算の市長専決を経て、契約が可能となる。補正予算の市長専決が1月19日であり、上記の通り1月23日までに契約を締結する必要があるが、競争入札による場合にはそれまでに契約締結を行うことが不可能であり、特定随意契約による必要がある。 次に、契約の相手方について、今回の業務については、上記のとおり極めて短期間で業務を完了させる必要があり、履行前に現地確認等の準備を行うことも日程上困難であることから、過去に同区内で同業務若しくは同様の業務の請負実績の事業者でなければ、適正な業務履行を担保することができない。 本市における過去に同区にて当該業務若しくは同様の業務の受託業者すべてに、上記の日程での履行可否を聴取したところ、上記業者を除くすべての業者からは履行不可の旨の回答があり、上記業者以外に履行可能な業者は存在しない。 以上により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当することから、特定随意契約により本業務の調達を行うものとし、上記業者を契約の相手方として選定する。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決定日	令和8年1月21日